

新 旧 対 照 表
指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について

改正	現行
別添 1 指定施設における業務の範囲等 1 福祉に関する相談援助業務の範囲 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号。以下「施行規則」という。）第 2 条第 1 号から第 13 号までに定める施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。 （1）略 （2）施行規則第 2 条第 2 号に規定する児童相談所にあつては、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条の 3 第 2 項第 6 号及び第 6 項に規定する児童福祉司及び心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員（児童心理司）<u>、</u>「児童相談所運営指針」（平成 2 年 3 月 5 日付け児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知）第 2 章第 4 節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、児童指導員及び保育士<u>並びに一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和 6 年内閣府令第 27 号）第 18 条第 1 項に規定する児童指導員、保育士及び個別対応職員</u> （3）～（8）略 （9）施行規則第 2 条第 2 号に規定する里親支援センターにあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 88 条の 6 に規定する里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者、「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（令和 6 年 4 月 8 日付けこ支家第 234 号）に規定する家庭支援専門相談員、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」別紙（自立支援担当職員加算実施要綱）に基づく自立支援担当職員、「里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について」（平成 31 年 4 月 17 日付け子発 0417 第 3 号）別紙（里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱）に基づく養親等相談支援員<u>並びに</u>「児童福祉施設（こども家庭庁支援局家庭福祉課所管施設）における施設機能強化推進費について」（昭和 62 年 5 月 20 日付け児発第 450 号）別紙（施設機能強化推進費実施要綱）に基づく市町村連携支援員<u>、</u>レスパイト・ケア担当職員<u>及び障害児里親等支援担当職員</u> （10）～（30）略	別添 1 指定施設における業務の範囲等 1 福祉に関する相談援助業務の範囲 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号。以下「施行規則」という。）第 2 条第 1 号から第 13 号までに定める施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。 （1）略 （2）施行規則第 2 条第 2 号に規定する児童相談所にあつては、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条の 3 第 2 項第 6 号及び第 6 項に規定する児童福祉司<u>、</u>及び心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員（児童心理司）「児童相談所運営指針」（平成 2 年 3 月 5 日付け児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知）第 2 章第 4 節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、児童指導員及び保育士 （3）～（8）略 （9）施行規則第 2 条第 2 号に規定する里親支援センターにあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 88 条の 6 に規定する里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者、「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（令和 6 年 4 月 8 日付けこ支家第 234 号）に規定する家庭支援専門相談員、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」別紙（自立支援担当職員加算実施要綱）に基づく自立支援担当職員、「里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について」（平成 31 年 4 月 17 日付け子発 0417 第 3 号）別紙（里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱）に基づく養親等相談支援員<u>、</u>「児童福祉施設（こども家庭庁支援局家庭福祉課所管施設）における施設機能強化推進費について」（昭和 62 年 5 月 20 日付け児発第 450 号）別紙（施設機能強化推進費実施要綱）に基づく市町村連携支援員<u>及び</u>レスパイト・ケア担当職員 （10）～（30）略

2 施行規則第2条第14号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲 施行規則第2条第1号から第13号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。 (1) ～ (9) 略 (10) 都道府県社会福祉協議会 ・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日付け社援発0727第2号）別添15（日常生活自立支援事業実施要領）5（1）に規定する専門員、その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。）を行っている職員 (11) 市（特別区を含む。）町村社会福祉協議会 ・「社会福祉協議会活動の強化について」（平成11年4月8日付け社援第984号）別紙（社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱）2に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。）を行っている職員 ・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日付け社援発0727第2号）別添15（日常生活自立支援事業実施要領）5（1）に規定する専門員、その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。）を行っている職員 (12) ～ (55) 略 (56) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添14（ひきこもり支援推進事業実施要領）に基づくひきこもり地域支援センター ・ひきこもり支援コーディネーター、その他相談援助業務を行っている専任の職員 (57) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添35（地域生活定着促進事業実施要領）に基づく地域生活定着支援センター ・相談援助業務を行っている職員 (58) ～ (60) 略 (61) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成29年5月17日社援発第0517号）による改正前の「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添17（地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業実施要領）並びに「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添18（被災者見守り・相談支援	2 施行規則第2条第14号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲 施行規則第2条第1号から第13号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。 (1) ～ (9) 略 (10) 都道府県社会福祉協議会 ・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日付け社援発0727第2号）別添17（日常生活自立支援事業実施要領）5（1）に規定する専門員、その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。）を行っている職員 (11) 市（特別区を含む。）町村社会福祉協議会 ・「社会福祉協議会活動の強化について」（平成11年4月8日付け社援第984号）別紙（社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱）2に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。）を行っている職員 ・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日付け社援発0727第2号）別添17（日常生活自立支援事業実施要領）5（1）に規定する専門員、その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。）を行っている職員 (12) ～ (55) 略 (56) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添16（ひきこもり支援推進事業実施要領）に基づくひきこもり地域支援センター ・ひきこもり支援コーディネーター、その他相談援助業務を行っている専任の職員 (57) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添32（地域生活定着促進事業実施要領）に基づく地域生活定着支援センター ・相談援助業務を行っている職員 (58) ～ (60) 略 (61) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成29年5月17日社援発第0517号）による改正前の「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添17（地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業実施要領）及び「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添20（被災者見守り・相談支援
---	--

等事業実施要領) <u>及び別添 19 (被災者見守り・相談支援等緊急事業実施要項)</u> に基づき、被災者に対する相談援助業務を実施する事業所 ・相談援助業務を行っている職員 (62) ～ (69) 略 (70) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 82 号）による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第 20 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号に規定する第 1 号職場適応援助者助成金又は障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第 20 条の 2 第 1 項第 1 号 <u>ホ</u>若しくは第 3 号 <u>ホ</u>に規定する訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人 ・第 1 号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修 <u>若しくは上級職場適応援助者養成研修</u>を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者 (71) ～ (76) 略 (77) <u>高次脳機能障害者支援法（令和 7 年法律第 96 号）第 19 条に規定する高次脳機能障害者支援センター</u> ・「<u>高次脳機能障害者支援事業の実施について</u>」（令和 8 年 4 月 7 日付け障発 0407 第 19 号）別紙（高次脳機能障害者支援事業実施要綱）に基づく支援コーディネーター (78) ～ (93) 略 (94) 児童福祉法第 6 条の 3 第 16 項に規定する社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所 ・「社会的養護自立支援拠点事業等の実施について」（令和 6 年 3 月 30 日付けこ支家第 183 号）別紙（社会的養護自立支援拠点事業実施要綱）に基づく支援コーディネーター、生活相談支援員及び就労相談支援員 ・「<u>児童養護施設等体制強化事業の実施について</u>」（令和 8 年 4 月 17 日付けこ支家第 245 号）別紙（児童養護施設等体制強化事業実施要綱）に基づく就労等定着支援員 (95) 児童福祉法第 6 条の 3 第 18 項に規定する妊産婦等生活援助事業を行っている事業所 ・「妊産婦等生活援助事業の実施について」（令和 6 年 3 月 29 日付けこ支家第 184 号）別紙（妊産婦等生活援助事業実施要綱）に基づく支援コーディネーター及び母子支援員 ・「<u>児童養護施設等体制強化事業の実施について</u>」（令和 8 年 4 月 17 日付けこ支家第 245 号）別紙（児童養護施設等体制強化事業実施要綱）に基づく就労等定着支	等事業実施要領) に基づき、被災者に対する相談援助業務を実施する事業所 ・相談援助業務を行っている職員 (62) ～ (69) 略 (70) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 82 号）による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第 20 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号に規定する第 1 号職場適応援助者助成金又は障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第 20 条の 2 第 1 項第 1 号若しくは第 3 号 <u>イ</u>に規定する訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人 ・第 1 号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者 (71) ～ (76) 略 (77) 「<u>高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施について</u>」（平成 19 年 5 月 25 日付け障発 0525001 号）に基づく高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関 ・支援コーディネーター (78) ～ (93) 略 (94) 児童福祉法第 6 条の 3 第 16 項に規定する社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所 ・「社会的養護自立支援拠点事業等の実施について」（令和 6 年 3 月 30 日付けこ支家第 183 号）別紙（社会的養護自立支援拠点事業実施要綱）に基づく支援コーディネーター、生活相談支援員及び就労相談支援員 (95) 児童福祉法第 6 条の 3 第 18 項に規定する妊産婦等生活援助事業を行っている事業所 ・「妊産婦等生活援助事業の実施について」（令和 6 年 3 月 29 日付けこ支家第 184 号）別紙（妊産婦等生活援助事業実施要綱）に基づく支援コーディネーター及び母子支援員
--	---

<u>援員</u> (96) ～ (97) 略 (98) 児童福祉法第 10 条 <u>2</u> 第 2 項に規定するこども家庭センター ・児童福祉法第 10 条第 1 項第 3 号に規定する児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員 ・母子保健法第 22 条第 1 項第 2 号に規定する母子保健に関する各種の相談に応ずる職員 ・「こども家庭センターガイドラインについて」（令和 6 年 3 月 30 日付けこ成母第 142 号、こ支虐第 147 号）別添（こども家庭センターガイドライン）に規定する統括支援員 (99) ～ (101) 略 <u>(102) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）第 23 条による指定を受けた犯罪被害者等早期援助団体</u> ・ <u>法第 23 条第 2 項第 2 号に掲げる相談業務等を行う者</u> <u>(103)</u> 施行規則第 2 条第 1 号から第 13 号まで及び上記（1）から <u>(102)</u> までに定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設 ・当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている相談員 3 業務従事期間の計算方法 略 4 2 <u>(103)</u> の厚生労働大臣の個別認定の取扱い要領 (1) 認定基準 ア 当該施設における業務として、各種の福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。 （福祉に関する相談援助とは認められないものの例） 医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等 イ 上記 1 及び 2 の（1）から <u>(102)</u> までに定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助業務を行っている相談員が配置されていること。 (2) 認定の手続 ア 社会福祉士養成施設等への入学又は入所に際して 2 <u>(103)</u> に係るものについては、社会福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。 イ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 7 条第 4 号又は第 7	(96) ～ (97) 略 (98) 児童福祉法第 10 条 2 第 2 項に規定するこども家庭センター ・児童福祉法第 10 条第 1 項第 3 号に規定する児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員 ・母子保健法第 22 条第 1 項第 2 号に規定する母子保健に関する各種の相談に応ずる職員 ・「こども家庭センターガイドラインについて」（令和 6 年 3 月 30 日付けこ成母第 142 号、こ支虐第 147 号）別添（こども家庭センターガイドライン）に規定する統括支援員 (99) ～ (101) 略 <u>新設</u> <u>(102)</u> 施行規則第 2 条第 1 号から第 13 号まで及び上記（1）から <u>(101)</u> までに定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設 ・当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている相談員 3 業務従事期間の計算方法 略 4 2 <u>(102)</u> の厚生労働大臣の個別認定の取扱い要領 (1) 認定基準 ア 当該施設における業務として、各種の福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。 （福祉に関する相談援助とは認められないものの例） 医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等 イ 上記 1 及び 2 の（1）から <u>(101)</u> までに定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助業務を行っている相談員が配置されていること。 (2) 認定の手続 ア 社会福祉士養成施設等への入学又は入所に際して 2 <u>(102)</u> に係るものについては、社会福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。 イ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 7 条第 4 号又は第 7 号
--	---

号に係る社会福祉士受験者については、同法第 10 条第 1 項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。 別添 2 略	に係る社会福祉士受験者については、同法第 10 条第 1 項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。 別添 2 略
---	--